

社会福祉法人慈光会 一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 3年間

2. 内容

《目標1》: 企業内託児所利用促進、開放

3. 対策

- 平成29年 4月～ 新入職員、中途職員へ対する周知
- 平成29年 9月～ 事業所と託児所の交流
- 平成30年 4月～ 託児所を解放した取り組みの実施

2. 内容

《目標2》: 所定外労働の削減

3. 対策

- 平成29年 4月～ ノー残業デーの取り組みを経営会議にて承認を得る
- 平成30年 4月～ 各部署の役職者に対して理解を図る
- 平成31年 4月～ 職員に対して周知